

家伝法一部改正案が衆院通過

～豚熱「選択的殺処分」等 5月中にも成立か～

豚熱の「選択的殺処分」や、動物検疫の権限強化などを盛り込んだ家畜伝染病予防法(家伝法)の一部改正案が4月23日、衆議院本会議で可決され、参議院に送付された。前日の衆院農林水産委員会では全会一致で可決されており、連休明けに参院での審議が始まれば5月中にも可決成立する見通しが立った。南九州の農場に感染が及ぶ前にという地元の願いは叶わなかったが、大きな政策転換にしては極めて迅速に手続きを終えつつある。

法改正の主な内容は、①ランピースキン病(牛)の届出伝染病から家畜伝染病への格上げ、②ワクチン接種下で豚熱が発生した場合の全頭殺処分の「選択的殺処分」への変更、③豚熱ワクチンの登録飼養衛生管理者による接種を条件付で認める獣医師法の特例措置、④検疫をすり抜けて違法に販売される肉製品についての家畜防疫官による立入検査や廃棄権限の付与、など。22日の衆院農林水産委員会では、鈴木農水大臣、根本副大臣が委員の質問に答えた。各党派とも法案自体に反対の意見はなかった。

自民党の野中厚代議士(党農林部会長)は、豚熱の選択的殺処分が、養豚生産者のみならず、殺処分を行う地域行政や業者の心身の負担も軽減するものとして賛成の意思を表明したうえで、発生時に殺処分された家畜が主に埋却されることについて、「全国では地形が様々で、私の選挙区(埼玉12区)は水田地帯で、河川に近いために水の問題から近隣との軋轢が生じて経営再開には負担がか

かる。そういう地域では、移動式レンダリング装置を活用すべきだと考えるが、発生してから準備するのでは間に合わなくなる。平時から、農場と都道府県が協議して計画を立て、移動式レンダリングが活用できるようにしてほしいが、いかがか？」と質問。鈴木大臣は、「埋却地の確保が困難な場合には、移動式レンダリング装置や焼却施設を活用できるよう、計画の策定、事前の調整を指導している。現在、全国に5台を配備しているが、今年度予算で新たに1台を追加配備する。発生時に限らず、事前の演習も含めて都道府県の準備も図っていく」と答えた。

中道の角田秀穂代議士は、直近の宮崎県都市における豚熱発生事例について、選択的殺処分が仮に適用されていた場合の殺処分の規模について質した。これには政府参考人として農水省の坂消費・安全局長が答弁し、ワクチンが適切に接種されていたことを報告したうえで、約5600頭の全頭殺処分のうち約5割にとどまり、それらが子豚に限られるため、現場の作業負担は大幅に軽減されていたとの見解を示した。

同じく自民党の庄子賢一代議士は豚熱の選択的殺処分について、殺処分を回避した豚のリスクに言及し、「衛生管理の徹底と早期通報がおろそかになってはいけない」として大臣の見解を求めた。これに対し大臣は、「選択的殺処分を導入しても、飼養衛生管理は引き続き最重要課題であり、それがおろそかにされると、発生時に農場全体にウイルスが広がるリスクが高まり、結果的に殺処分の範囲が広がり、限定的殺処分が機能しない恐れがある」と述べ、法改正後、飼養衛生管理の一層の徹底を促していく考えを示した。

家伝法改正にあたり衆院で付帯決議可決

～豚熱「選択的殺処分」の適切な基準策定など～

4月23日の衆院農林水産委員会では、家伝法改正案を全会一致で原案どおり可決したあと、5会派から共同提出された付帯決議案(次頁)も全会一致で可決した。以下、その全文を掲載する。

■家伝法一部改正法案に対する付帯決議(全文)

令和二年に行われた家畜伝染病予防法の総合的な見直しの後においても、悪性の家畜の伝染病が継続して発生し、国境を越えた人や物の往来もますます活発になる中で、我が国の畜産業の持続的な発展及び畜産物の安定供給を図る上で家畜衛生が果たすべき役割は、一層重要なものとなっている。一方で、家畜伝染病の発生増加、これに伴う家畜防疫員の業務負担の増大、訪日旅客や国際郵便による畜産物の持込み違反件数の増加等、我が国の家畜防疫を取巻く環境は一層厳しさを増している。これらの状況に対応して、国内防疫体制及び輸入検疫体制の強化等を図る必要がある。よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 1.ランピースキン病については、まん延防止対策を徹底するため、ワクチン接種や発生時の殺処分等の措置を適切に実施すること。併せて、感染防止のための吸血昆虫対策等の取組を支援すること。
- 2.豚熱発生時の選択的殺処分の実施に当たっては、発生農場内での再発防止に資するよう、殺処分対象を正確に把握するための適切な基準を定めるとともに、当該基準について家畜防疫員等への指導を徹底すること。また、殺処分の対象とならずに出荷される豚について、風評被害を防止し円滑な流通を確保するため、関係事業者や消費者に対し、制度導入の趣旨や食肉の安全性について十分な広報を行うこと。加えて、殺処分に際して、焼却が円滑に進むよう焼却施設の確保や減容化(編集部:化製処理をさす)等の支援に努めること。
- 3.登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種の実施に当たっては、研修により十分な知識及び技能を習得させるとともに、家畜防疫員の指示の下、

★★記事の無断転写・配信はお断りします。必要の際は編集部まで御一報を下さい。

適切な接種が行われるよう指導すること。また、豚熱ワクチン接種後の免疫付与状況確認検査の民間検査機関等への委託に当たっては、検査の精度が確保されるよう状況を注視し必要に応じて指導すること。

4.豚熱の清浄化に向けて、マーカーワクチンの実用化及び普及に向けた取組などを着実に実施するとともに、経口ワクチンの散布など野生イノシシ対策を一層推進すること。

5.輸入禁止品の販売等の禁止や家畜防疫官による立入検査の実施に当たっては、外国食材店をはじめとする関係者に対して制度の趣旨を周知徹底し、疑義情報の収集に努めるとともに、家畜防疫官の安全を確保するために警察と連携する等実効性を高める体制の構築を図ること。

6.輸入検疫体制の強化のため、税関や出入国管理庁等とも十分に連携しつつ、AIの活用や検疫探知犬の育成及び運用方法の見直し等、空港、港湾及び国際郵便局における水際対策を一層充実させるとともに、外国食材店をはじめとする関係者、訪日外国人及び在留外国人等に向けて、改めて動物検疫の重要性についての周知及び啓発を行うこと。

7.家畜防疫員の業務が増加かつ多様化している中、国内防疫体制の維持・強化のため、都道府県と協力して家畜防疫員及び産業動物獣医師の確保・育成及び処遇の改善を図ること。併せて、遠隔診療の導入による業務効率化等の取組を推進すること。

水際検疫すり抜けた食品からも ASF 陽性

～家伝法改正で家畜防疫官に立入・廃棄権限～

現行の家伝法では、ASF等の侵入防止に向けて動物検疫体制の強化が進められ、動物検疫の権限強化や罰則の強化が図られてきたが、それをすり抜けた食材等を取り締まる法律はなかった。今回の家伝法改正でそうした穴が埋められることになる。

東アジアで日本が唯一の清浄国となったアフリ

カ豚熱(ASF)、口蹄疫等の侵入への警戒体制を強化する。これまで、動物検疫の強化が図られる一方、検疫をすり抜けて違法輸入された畜産物等が、国内で販売されることを取り締まる根拠がなかった。これに対し農水省は、①家畜防疫官による食材店への立入検査、②違反畜産物の廃棄、③違反畜産物の販売禁止(3年以下の拘禁系または300万円以下の罰金)を、家伝法改正により法整備する。併せて、海外からの郵便物についてAIを活用したX線画像解析の導入、空港手荷物検査における、入管・税関と旅客情報を共有しての効率的な違反常習者の補足などにより、水際防疫の強化を図るとしている。

4月22日の衆院農水委員会では、委員の質問に答える形で坂消費・安全局長が、これまでに動物検疫で387件、ASFのPCR陽性が確認され、うち4件ではウイルスが分離されたほか、2014年の調査では、外国食材店など42店舗を調査した結果、9店舗で12点の違反が確認され、そのうち2点でPCR陽性が確認されているとした。

JPPA が飼料用米の安定供給を要請 ～政策急転に伴う減産に対して生産継続求め～

(一社)日本養豚協会(JPPA)は4月13日、香川雅彦会長らが農水省に鈴木憲和農相を訪ね、大幅な減算が続く飼料用米について、引き続き生産を推進するよう要請した。

水田政策の目玉として進められてきた飼料用米の生産・利用推進に対し、養豚産業は、養豚農業振興法に基づき全面的に協力し、全国で飼料用米の利用が進み、飼料コストの低減や、地域のブランドづくりにも寄与してきた。それが、国の水田政策の大幅な方向転換が図られるなかで、言わば梯子を外される形になっている。

JPPA は要請文のなかで、「養豚農家は、これまで長きにわたり、耕種農家や飼料会社、消費者など多くの関係者と協力し、飼料用米の生産と利用の拡大に努めて参りました。この間、技術の普及や多くの投資を行い、国の示した生産目標をよう

やく実現したところですよ」とこれまでの経緯を振り返ったうえで、2025年度の作付が前年度から半減し、2026年度もさらに減少が見込まれていることへの懸念を表明。「わが国の食料安全保障の確保と地域循環型社会の形成促進に向け、水田政策の見直しに際しては、養豚農家をはじめとする多くの関係者の長きにわたる飼料用米の生産・利用の努力を無にすることのないよう…」と対応を求めている。具体的には、①飼料用米の生産を引き続き推進する、②備蓄米やMA米と併せて、畜産農家への飼料用米の安定的な供給、を要請した。

JPPA が暑熱対策等の補助事業募集 ～ALIC 事業拡充で暑熱対策などに1/2補助～

JPPA はこのほど、暑熱対策やスマート機器を活用した豚群管理など、新たな飼養管理技術をモデル的に導入し、効果を実証する事業への参加者の募集を開始した。

JPPA 会員からモデル的な飼養管理技術の提案を募集し、採択された機器・資材を事業実施生産者(会員)に供給または貸し付ける(1/2補助)。事業実施生産者は、当該機器の設置に関しJPPAと貸付契約等を締結し、貸付料を負担するほか、効果のとりまとめに協力する。JPPA は、とりまとめた効果をもって生産者に普及を図る。対象となる取組の実施例として、①暑熱または寒冷対策(クーリングパッドや送風機等の導入、断熱材や屋根塗装などの実施)、②豚群管理の新技术(スマート機器を用いた豚群管理機器等の設置)、③野生動物侵入防止対策(侵入防止壁等を補完する新たな機器等の設置)、などがあげられている。

2026年度のALIC事業のうち、「養豚経営安定対策補完事業」が拡充され(2億1700万円⇒3億1700万円)、地域の生産性向上に資する飼養管理技術の向上のための実証への支援が行われることになった。事業実施主体は民間団体となっており、これにJPPAが手をあげた形となる。希望者は5月27日までにJPPA事務局に申し込む。

▼問い合わせ先: TEL 03-3370-5473